

# 公民館運営事業団基本方針

平成28年度～平成32年度

一般財団法人日田市公民館運営事業団

## 基本方針

現在の日田市を取り巻く社会情勢は、景気の低迷や少子高齢化等に伴う市税の減収、また、社会保障費の増大、さらには市町村合併による財政的優遇措置が終了するなど、なお一層の厳しい財政状況が予想されています。

そのような中で、多様化する市民ニーズに的確に対応していくためには、市民・企業・行政がそれぞれの役割に応じ、協働して「まちづくり」を行うことが求められています。

本事業団では、平成23年度から5年間の指定管理期間を終え、平成28年4月から新たな5年間の指定期間がスタートすることから、地区公民館像を「地域に密着し、地区民の利用しやすい公民館」と定め、各公民館運営委員会や地域の各種団体との連携を図り、指定管理契約書及び同業務仕様書で示された内容を適正に実行するとともに、地区公民館の連携を図り、地区公民館事業及び事業団設立目的が効果的に達成できるよう取り組みます。

### (1)生涯学習機会の提供

各公民館運営委員会や地域の各種団体と連携して幼児期から高齢期まで、それぞれのニーズに応じた学習機会を提供し、地区民の心豊かな生活の実現に努めます。

- ・指定管理業務仕様書に示された地域学習活動の実施・充実

## (2) 学習成果発表の場の提供

日頃から研さんを積んでいる学習の発表の場を提供し、地区民の文化交流とコミュニティー意識の向上に努めます。

- ・公民館まつりや地域イベントへの出演の推進

## (3) 人材の育成と活用

地区公民館で学んだ成果を地域活動に活かせる小中学校の地域連携事業や健康づくり事業などを紹介し、地域内指導者の育成に努めます。

## (4) 人権教育活動の推進

同和問題をはじめさまざまな人権問題についての学習会を企画し、一人ひとりがお互いの人権を尊重しあえる社会の実現に向け取組みます。

- ・教室参加者を対象にした人権・同和研修の開催
- ・日田市人権啓発指導員や町内人権啓発推進員と連携した人権学習会の開催

## (5) まちづくり活動の支援

まちづくりリーダーの養成と活動団体の支援に努め、地域の特色を活かしたまちづくり事業を推進します。

## (6) 広報活動

「公民館だより」等の発行は、地区住民への情報発信と公民館活動に参加したことのない地区民への参加を促す手段であり、内容の充実に努めます。

## (7) 複合文化施設活用の検討

市社会教育課と連携し、日田市複合文化施設を活用したリーダー育成事業や研修事業、学習成果発表会などの実施について検討します。

## (8) 施設の管理運営

指定管理者として、市民(地区民)の立場に立った管理運営に心掛け、地区民が集い、絆を形成する地域の拠点施設を目指します。

## (9) 職員研修

事業の企画・運営には専門的知識のみではなく、法務や地域ニーズを正しく理解する能力も必要であることから、職員研修計画に基づいて職員研修を実施し、職員の能力向上に努めます。

## (10) 事業評価と改善

各公民館でPDCAサイクルを用いた事業の推進・見直しを行い、更に年度末に外部評価による点検・評価を行い、次年度以降の改善に努めます。